

# 明日香幼稚園園庭開放のおやくそく

## (目的)

第1 この事業は、子育て支援の充実を図るため、子育て中の保護者及び乳幼児に安全かつ安心して遊ぶことが出来る場として、明日香村立明日香幼稚園（以下「幼稚園」という。）の園庭を開放するものとする。

## (利用対象者)

第2 園庭開放の利用対象者は、0歳から就学前までの幼児及びその保護者とする。

## (開放日及び時間)

第3 園庭開放は、平日の幼稚園開園日とし、開放日及び開放時間は次のとおりとする。

(ただし、幼稚園の休園日、年末年始を除く。雨天の場合は、開放しない。)

日	開放時間
平日 (土曜日を除く)	午後3時30分～午後5時
長期休業中の平日 (土曜日を除く)	午前9時～午後4時

2 園長は、前項に規定する日時に幼稚園業務を行う必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、園庭開放の時間を変更し、又は園庭開放を中止することができる。

## (利用方法)

第4 園庭開放を利用しようとする者は、幼稚園へ届け出なければならない。

## (遵守事項)

第5 園庭開放を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された場所以外には、立ち入らないこと。
- (2) 許可された遊具や用具以外は使用しないこと。家庭から玩具は持ち込まないこと。
- (3) 子どもには必ず保護者が付き添うこと。
- (4) 園内では喫煙及び喫食はしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、園長の指示に従うこと。

2 園長は、前項に掲げる事項を遵守しない利用者について、施設の利用を禁止することができる。

## (免責)

第6 園庭開放時に発生した事故や怪我等による責任については、利用者の責任・管理において対処するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

## (損害賠償)

第7 故意又は過失により園庭等に損害を与えた者は、速やかにこれを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。

(関連事業)

第8 園庭開放時間を活用して、未就園児の子育て相談を開設し、子育て教育の充実を図るものとする。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(適用日)

この要項は、平成28年7月1日から適用する。

